

1 母子生活支援施設（母子寮）

18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため充分に、子どもを養育できない場合に子どもと一緒に入所する児童福祉施設であり、市内に2か所設置しています。

施設では、職員がお母さんの相談に応じ、一緒に問題の解決を図り、家庭の自立へ向けた指導・援助を行います。

また、子どものすこやかな成長のため、必要に応じて生活、学習指導を行ったり、各種行事をとおして地域との交流を深めたりしています。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー（47ページ）へ

2 市営住宅の住宅困窮者募集（母子・父子世帯）

母子・父子家庭が、定期募集（6、8、10、2月）で市営住宅の一般の申し込みのほかに別枠で申し込みできます。

市営住宅への申し込みには所得制限があります。また収入が激減したときなど家賃の減免制度があります。

なお、暴力団員の市営住宅への入居はできません。

詳しい募集方法等は、下記へお問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先◆

各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー（48ページ）へ
北九州市住宅供給公社管理第二課 ☎531-3030

3 住宅関係貸付制度

補修など

母子家庭、父子家庭、寡婦が住宅補修、増改築又は建設、購入するために必要な経費をお貸しします。

対象となる住宅は本人が居住し、かつ原則として所有するものです。

転居

住居の移転に際し、敷金など必要な経費をお貸しします。

※申請の前に、契約や支払いをされた場合は貸付の対象となりません。詳しくは、お問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー（47ページ）へ

4 就労訓練中の住宅費の支援

詳しくは、26ページの⑩ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金へ

5 公営住宅等のお問い合わせ

住宅 種別	申込用紙配布場所	電話番号
市 営 住 宅	各区役所市営住宅・ 市公社住宅相談コーナー	48ページ
県 営 住 宅	福岡県住宅供給公社北九州管理事務所 (北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザビル5階)	☎621-3300
北 九 州 市 住 宅 供 給 公 社	各区役所市営住宅・ 市公社住宅相談コーナー	48ページ
	北九州市住宅供給公社 (北九州市小倉北区浅野三丁目8-1 AIMビル4階)	☎531-3150
供 給 県 住 宅 公 社	福岡県住宅供給公社北九州管理事務所 (北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザビル5階)	☎621-4411
U R 都 市 機 構	UR北九州営業センター (北九州市小倉北区米町一丁目1-7 小倉駅前奥田ビル1階)	☎522-5067





- 1 ハローワーク(公共職業安定所)
- 2 福岡県子育て女性就職支援センター
- 3 母子・父子福祉センターでの技能習得
- 4 自立支援プログラム策定事業
- 5 技能習得のための貸付制度
- 6 特定求職者雇用開発助成金
- 7 ひとり親家庭自立支援給付金
- 8 ひとり親家庭の自立応援事業
- 9 ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業
- 10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金



1 ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは仕事を探している人の職業相談に応じたり、求人情報等を提供して職業の紹介を行っています。また、就職後に職場でその能力が十分発揮できるように、助言、援助を行ったり、さらに必要な場合には公的職業訓練のあっせんもしています。

福岡県内のハローワークには毎日多くの方々が職業相談に来られます。あらたに就職したり、転職したいとき、どのような職業につけばいいか迷っているときなどは、ハローワークを積極的に利用しましょう。

厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスではハローワークと同じ求人を見ることが出来ます。また、ハローワークへの求職登録もハローワークインターネットサービス上で行うことが出来ます。

ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)



名称	郵便番号	所在地	電話番号
八幡(本庁舎)	806-8509	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	622-5566
八幡(黒崎駅前庁舎)	806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-15-3コムシティ6階	
(若松出張所)	808-0034	北九州市若松区本町1-14-12	771-5055
(戸畑分庁舎)	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた8階	871-1331
小倉	802-8507	北九州市小倉北区萩崎町1-11	941-8609
(門司出張所)	800-0004	北九州市門司区北川町1-18	381-8609

マザーズハローワーク北九州

働きたいすべての女性と、父子家庭のお父さんを支援するハローワークです。

- 予約による担当者制の相談など、ご希望に応じたサポート体制で再就職を支援します。
- スマホやPCからご利用いただけるオンライン職業相談も実施しています。
- 履歴書の書き方やメイクセミナー、パソコンセミナー等の各種セミナーも開催しています。
※セミナーは事前予約が必要です。一時保育も予約によりご利用いただけます。
- キッズコーナーや授乳室も用意しており、小さなお子様連れでも安心してご利用いただけます。

◆問い合わせ先◆

☎522-8609

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階
ウーマンワークカフェ北九州内 月曜～金曜 10:00～18:00

※ハローワーク八幡(本庁舎)内には、マザーズコーナーを設置しています。

※詳細はマザーズハローワーク北九州のホームページでもご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roundoukyoku/hw/kankatsu_shozaichi/kikan02/mh-tenjin-kitakyushu-top.html

2 福岡県ママと女性の就業支援センター

AIMビル2階ウーマンワークカフェ北九州内に「福岡県ママと女性の就業支援センター」を設置し、就職を希望する子育て中の女性等を対象に、就業相談から就職あっせんまでをワンストップで行っています。

門司区(風師児童館)、小倉南区(生涯学習センター)、八幡西区(子どもの館)では毎月出張相談も実施しています。

○将来のキャリアに関する相談

キャリアコンサルタントが複数回の面談を実施し、求職者のキャリアプランシートの作成の支援や、目標の達成に向けたスキルの習得のためのリスクリングに関する情報提供を行います。

○就職相談・情報提供

就職に関する様々な相談や情報提供などの就職支援を行っています。

○求人開拓・就職あっせん

求職者に対し、コーディネーターが個別に就職あっせんを行い、求人企業とのマッチングを行います。また、採用面接への同行や就職後のフォローも行っています。

※あっせんを受けるには登録が必要です。

○就職サポートセミナー

応募書類の書き方や面接の受け方など就職活動に役立つ講座を実施しています。

○女性のための合同会社説明会

時間的制約の多い子育て女性が身近な地域で就職できるよう合同会社説明会を開催しています。

○女性デジタル人材育成・就業支援事業

「オンラインによるIT研修」と「就労のあっせん」が一体となったプログラム事業を実施します。

◆問い合わせ先◆

福岡県ママと女性の就業支援センター

北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階ウーマンワークカフェ北九州内
☎533-6637

3 母子・父子福祉センターでの技能習得

ひとり親(母子・父子)家庭の親及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、就労に必要な知識、技術の習得を目的とした講習会を開催しています。また、就職相談会も行っています。いずれも無料です。市政だよりやリーフレットで案内していますのでご利用ください。

就業支援講習会

就職に有利となるように、資格習得を目指します。

- ・各種パソコン講座(エクセル3級、ワード3級、弥生会計 他)
- ・医療事務、介護事務、調剤薬局事務
- ・日商簿記
- ・色彩検定
- ・介護職員初任者研修 など

※講座の内容は変わることがあります。

就職相談会

マザーズハローワーク北九州と連携し、新しい求人情報の紹介や、面接の受け方についての講習などを内容とした就職相談会を毎月1回開催しています。

◆問い合わせ先◆

北九州市立母子・父子福祉センター

北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた4階 ☎871-3224

4 自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の父母が求職活動を行う際に、専門のプログラム策定員が求職活動に関するノウハウの提供や、個別のプログラムの策定などにより支援を行います。

◆問い合わせ先◆

北九州市立母子・父子福祉センター(46ページ) 又は、
ウーマンワークカフェ北九州☎551-0094へ

5 技能習得のための貸付制度

母子家庭、父子家庭、寡婦とその扶養する児童(子)が就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金を貸し付けるものです。

修業資金

児童(子)が知識技能を習得する資金で、貸付期間は5年以内です。

技能習得資金

母親、父親、寡婦が自ら知識技能を習得する資金で、貸付期間は5年以内です。利用される例としては、次のようなものがあります。

美容師、理容師、看護師、調理師、理学療法士、和裁、洋裁、自動車運転免許などの技能習得のための費用

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の子ども・家庭相談員に、よくご相談ください。

6 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、ハローワーク又は一定の要件を満たす特定地方公共団体、無料・有料職業紹介事業者等の紹介により、母子家庭の母・父子家庭の父などを常用労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成するもので、母子家庭の母・父子家庭の父などの雇用機会の増大を図ることを目的としています。

◆問い合わせ先◆

福岡労働局福岡助成金センター

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
☎092-4111-4701

7 ひとり親家庭自立支援給付金

①自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が就職につなげる能力開発のために受講した対象講座の受講料に対して助成します。

対象講座	・雇用保険一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金制度の指定講座(事前に市の指定を受けることが必要です)
対象者	次の全ての要件を満たす20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。 ・住所が北九州市内にあること ・所得が児童扶養手当受給対象水準であること ・受講が適職に就くために必要であること ・過去に同給付金を受給していないこと
支給額	(1)受講料の60%(上限は20万円まで。1万2千円未満は対象外) (2)受講料の60%(修学年数×40万円の合計が160万円を超えるときは160万円まで。1万2千円未満は対象外) ※ただし、雇用保険法の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、差額の支給となります。

②高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するために養成機関において修学している場合、経済的な支援を行います。

対象資格	・看護師、准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 ・歯科衛生士・自動車整備士・調理師・臨床検査技師・社会福祉士 ・製菓衛生師・美容師・栄養士・理容師・鍼灸師・精神保健福祉士 ・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格 等						
支給額	<table border="1"> <tr> <td>高等職業訓練促進給付金</td><td>○市町村民税非課税世帯…月額 100,000円 ○市町村民税課税世帯…月額 70,500円</td></tr> <tr> <td colspan="2">※養成機関の最後の12ヶ月について支給月額を4万円増額します。</td></tr> <tr> <td>修了支援給付金</td><td>○市町村民税非課税世帯…50,000円 ○市町村民税課税世帯…25,000円</td></tr> </table>	高等職業訓練促進給付金	○市町村民税非課税世帯…月額 100,000円 ○市町村民税課税世帯…月額 70,500円	※養成機関の最後の12ヶ月について支給月額を4万円増額します。		修了支援給付金	○市町村民税非課税世帯…50,000円 ○市町村民税課税世帯…25,000円
高等職業訓練促進給付金	○市町村民税非課税世帯…月額 100,000円 ○市町村民税課税世帯…月額 70,500円						
※養成機関の最後の12ヶ月について支給月額を4万円増額します。							
修了支援給付金	○市町村民税非課税世帯…50,000円 ○市町村民税課税世帯…25,000円						

支給期間等	・高等職業訓練促進給付金 … 修学期間の全期間(上限4年) 准看護師養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するため養成機関で修業する場合も、4年となります。 ・修了支援給付金 …… 養成機関での修学修了後
-------	--

対象者	次の全ての要件を満たす20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。 ・住所が北九州市内にあること ・所得が児童扶養手当受給対象水準であること ・養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修学し、対象資格の習得が見込まれること ・仕事又は育児と修学の両立が困難であると認められること ・過去に同給付金を受給していないこと ・准看護師養成機関を修了後、引き続き、看護師養成機関に修業する場合は対象となります。(通算4年) ※類似制度による給付金と同時に受給することはできません
-----	---

8 ひとり親家庭の自立応援事業

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方で要件を満たす方について、給付金の加算をします。

対象者	高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ、市町村民税非課税世帯の方
支給額	・扶養する児童が二人まで…月額20,000円 ・扶養する児童が三人以上…扶養する児童一人につき月額10,000円 ※養成機関の最後の12ヶ月について高等職業訓練促進給付金が月額4万円増額されることに伴い、4万円を超える(扶養児童数が5人以上)場合のみ支給します。

9 ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父母又はその児童が、高卒認定試験合格のための講座を修了したとき、及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

対象者	次の全ての要件を満たす20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父又はその児童 ・住所が北九州市内にあること ・所得が児童扶養手当受給対象水準であること ・大学入学資格を取得してないこと ・高等学校等就学支援金制度の対象とならないこと ・過去に本事業の給付金を受給してないこと
支給額	①受講開始時給付金 受講費用の30% (上限7万5千円まで。4千円以下は対象外。) ②受講修了時給付金 受講費用の40% (①、②の合計額が上限10万円まで。4千円以下は対象外。) ③合格時給付金 受講費用の20% (①、②、③の合計額が上限15万円まで。)

◆問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)

10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象として資金の貸与を行います。

対象者	高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
貸付金額	○入学準備金 500,000円以内 ○就職準備金 200,000円以内

令和3年度から、就労を通じて自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対して、住居の借り上げに必要な資金の貸与(返還免除付)を行います。

対象者	児童扶養手当受給者等であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
貸付金額	40,000円／月以内(12ヶ月の範囲内)

◆問い合わせ先◆

北九州市社会福祉協議会 自立支援課
生活福祉資金相談コーナー ☎882-4405

子どものこと

1 子どもの心配ごと(相談)

- (1) 子ども・家庭相談コーナー
- (2) 子ども総合センター(児童相談所)
- (3) 子育て支援サロン“びあちえーれ”
- (4) 教育相談など

2 子どもをあずけたいとき

- (1) 保育
(一般保育、延長保育、夜間保育、病児保育、家庭の保育、小規模保育など)
- (2) 放課後児童クラブ(学童保育クラブ)
- (3) 児童館
- (4) ほっと子育てふれあいセンター
- (5) 子どものショートステイ・トワイライトステイ

3 教育費

- (1) 就学援助制度
(小・中学校などの学用品・給食費等の就学援助制度)
- (2) 就学支度資金・修学資金
(高校・短大・大学・専修・各種学校等)
- (3) 高校授業料の負担軽減

4 養育費



① 子どもの心配ごと(相談)

あなたのよき相談相手となる人がいます。
ひとりで悩んでいないで、どんなことでも気軽にご相談ください。
☆相談はいっさい無料で、電話による相談もお受けします。
☆個人の秘密はかたく守ります。

(1) 子ども・家庭相談コーナー

育児不安、虐待、学校でのいじめ・不登校・非行など子どもに関することや、母子・父子家庭に関すること、女性の悩みに関することなど、子どもと家庭のあらゆる相談に応じています。

あなたの住所地の 区役所子ども・家庭相談コーナー (47ページ)

(2) 子ども総合センター(児童相談所)

子ども総合センターでは、子ども(18歳未満)の養護・障害・非行・不登校・育成・いじめなどの相談を受けています。児童福祉司・児童心理司などの専門職員がいて、みなさんの相談に応じ、適切な助言、指導を行うほか、必要に応じて心理学的な判定・診断・治療も行っています。

24時間子ども相談ホットラインでは、年中無休で子どもに関する電話相談を、また、「親子のための相談LINE」では、子育てに不安を抱える保護者からの相談を「LINE」にて受けています。

子ども総合センター(児童相談所)

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ☎881-4556

24時間子ども相談ホットライン ☎881-4152

親子のための相談LINE



(3) 子育て支援サロン“びあちえーれ”

保育士等の資格を持つコーディネーターが、電話、面接、メールによる育児相談に応じたり、育児に関する様々な情報提供や育児講座の開催、絵本の貸し出しなどを行っています。

子育て支援サロン“びあちえーれ”

北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIM3階 ☎511-1085

HP <https://kosodate-piacere.jp> FAX ☎511-1084

E-mail salon@kosodate-fureai.jp (ドメイン指定受信の設定をお願いします。)

(4) 教育相談など

学習面や行動面で気がかりな子どもの教育相談に応じています。

特別支援教育相談センター

特別支援教育相談センター 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
☎921-2230 FAX923-3010

各区役所子ども・家庭相談コーナー

指定学校以外の学校への就学など教育に関する相談に応じています。

あなたの住所地の 区役所子ども・家庭相談コーナー (47ページ)

2 子どもをあずけたいとき

お母さんやお父さんが働いていたり、病気などで家庭で子どもの保育ができなくなったときに、お子さんをお預かりする次のような制度があります。

(1) 保育

▼保育所

小学校入学前のお子さんを、家庭で保育する人がいない場合に、保護者にかわって市内の保育所でお預かりしています。

★入所／概ね生後6か月から小学校入学前の3月31日まで、又は乳児入所(専門)保育所(市内18所)では概ね生後3か月からお預かりしています。

★保育時間／7:30～17:50

★保育料／各世帯の市民税額に応じて決まります。

※ひとり親世帯等の軽減制度があります。

▼家庭的保育

保護者の就労等で保育を必要とする生後57日目から3歳未満のお子さんを、保育士等の資格を持つ家庭的保育事業者が自宅等を開放して保育します。

▼小規模保育

保護者の就労等で保育を必要とする概ね生後6か月から3歳未満のお子さんを定員「6人以上19人以下」で保育します。事業所の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料などは、基本的に認可保育所と同じです。

▼事業所内保育

概ね生後6か月から3歳未満のお子さんを対象に、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。事業所の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料などは、基本的に認可保育所と同じです。

▼認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

各保育施設の一覧は北九州市HP

「くらしの情報 > 子育て」をご覧ください。

このほか、多様化する保育ニーズにお応えして、いろいろな保育を行っています。

※利用できる内容については、各保育施設で異なります。

区 分	内 容
延長保育	通常の保育時間を19時まで(一部の保育所は20時まで)延長しています。
夜間保育	夜間働いている保護者などのために、11時から22時の時間で保育しています。また、7時から11時と22時から24時の延長保育もしています。
一時保育	※断続的保育サービス 保護者の仕事等のために、断続的に家庭での保育が困難となった場合、保育所が週3日を限度として、お子さんをお預かりします。 ※緊急保育サービス 保護者の病気等のために、緊急一時的に家庭での保育が困難となった場合に、連続14日間を限度として、お子さんをお預かりします。 ※育児リフレッシュ 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消を目的とする場合に、週3日を限度として、お子さんをお預かりします。

区 分	内 容
休日保育	保育所を休日に開所し、日曜日や祝日等に働いている保護者を支援します。
障害児保育	障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。(保育所での集団保育が可能な障害児を対象にしています。)

◆問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ参照)

▼病児保育

病気中や病気の回復期にあり、保護者の勤務等の都合により、家庭での保育が困難な場合にお子さんを一時的にお預かりします。

実施施設名	住 所	電話番号
あきたけ病児保育室 (あきたけ医院内)	門司区東門司二丁目4番18号	321-0541
病児保育室りんご (よしだ小児科医院併設)	小倉北区馬借三丁目3番36号3階	531-7741
病児保育室わんぱくキッズ (えびす子どもクリニック併設)	小倉北区井堀三丁目10番6号 シャルム明石Ⅱ	383-0883
病児保育室キッズルームあだち (あだち古賀クリニック内)	小倉北区足立三丁目1番27号	080- 3980-2757
佐藤病児保育室 (佐藤子どもクリニック内)	小倉南区若園一丁目1番30号	941-6620
とうわ病児・病後児保育室 (東和病院併設)	小倉南区守恒本町一丁目2番11号	090- 5480-6620
ゆたかクリニック病児保育室 (ゆたかクリニック併設)	小倉南区湯川新町四丁目25番2号	932-7550
かみそね病児保育室 (そお小児科クリニック併設)	小倉南区上曽根五丁目2番5号	383-8385
つだこどもクリニック病児保育室 (つだこどもクリニック併設)	若松区本町一丁目7番44号	761-2577
大蔵病児保育室 (橋爪小児科内科医院併設)	八幡東区大蔵二丁目3番18号	651-8201
黒崎病児保育室 (黒崎吉田医院内)	八幡西区黒崎三丁目4番3号	621-0946
にしむら病児保育室 (西村医院内)	八幡西区楠橋上方二丁目1番10号	617-0298
病児保育室くじら (永大丸小児科医院併設)	八幡西区三ヶ森一丁目3番5号	612-8300

問い合わせは各施設へ

(2) 放課後児童クラブ(学童保育クラブ)

放課後児童クラブは、放課後の小学校児童の健全育成を図るために遊びや生活の場を提供しており、概ね小学校区ごとに設置しています。

低学年や留守家庭児童に限らず、利用できます。保護者負担金が必要です。
※生活保護受給世帯と市県民税非課税世帯を対象に、保護者負担金の一部を助成する制度があります。

施設あない

クラブ数／130クラブ(令和6年4月現在)
保育時間／通常 下校時から19:00まで(クラブにより異なります)
長期休暇中 8:30から19:00まで(クラブにより異なります)

(3)児童館

児童館は、子どもたちに健全な遊びを提供して、その健康と情操を豊かにすることを目的とした屋内型の児童厚生施設です。

満18歳未満の児童と保護者、子ども会や母親クラブなど児童館活動にご協力いただいているボランティアの方が利用できます。市内に39館あり、放課後児童クラブ(学童保育クラブ)も運営しています(一部を除く)。

◆問い合わせ先◆

北九州市子ども家庭局 とも若者育成課
北九州市小倉北区城内1-1 ☎582-2473

(4)ほっと子育てふれあいセンター

ほっと子育てふれあいセンターは、仕事の都合、冠婚葬祭、リフレッシュしたい時などに、会員相互による子どもの一時預かりや保育所への送迎のお世話をしています。北九州市内在住または勤務されていて、生後3か月～小学6年生までのお子さんをお持ちの方がサービスを受けられます。

☆サービスを受けるには所定の利用料金が必要です。詳しくは、「ほっと子育てふれあいセンター」に直接お問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

ほっと子育てふれあいセンター
北九州市小倉北区浅野三丁目8-1 A I Mビル3階
「子育てふれあい交流プラザ」内 ☎511-3081

(5)子どものショートステイ・トワイライトステイ

保護者が病院等のため、家庭での養育が一時的にできない場合、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、レスパイト・ケアや育児不安から親子での入所が必要な場合に、児童養護施設等で子どものお世話をします。

◆問い合わせ先◆

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)



③ 教育費

子どもの就学のために、いろいろな教育援助の制度があります。子どもの進学に伴って計画的な生活設計をたて、それぞれの窓口でよく相談されてからご利用ください。

(1) 就学援助制度

経済的な理由により、子どもの就学(市立小・中学校、県立中学校に在学)が困難な世帯に対して、学用品や給食費などの一部を援助します。

対象世帯

- 生活保護に準ずる程度に困窮している世帯で、
- ①生活保護が廃止又は停止になった
 - ②世帯全員の市民税が非課税又は減免である
 - ③児童扶養手当を受給している
 - ④その他、経済的に困窮しているなどの理由に該当する方

就学援助の内容

援助の種類には次のものがあります。

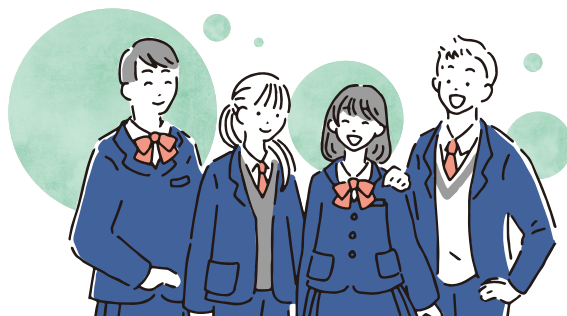
- ①新入学児童生徒学用品費(1年生・4月認定のみ。希望により入学前(3月)支給の制度あり。)
- ②学用品費等
- ③学校給食費
- ④宿泊を伴う校外活動費(交通費・見学科)
- ⑤修学旅行費
- ⑥通学費(通学距離の制限あり)

申請時期

4月から翌年1月まで随時受け付けます。5月以降の申請者については申請月からの支給となります。また、新入学学用品費の入学前(3月)支給を希望する場合は、12月中旬から1月下旬まで受け付けます。

◆申請・問い合わせ先◆

就学援助については、学校又はあなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)
又は、北九州市教育委員会学校支援部学事課就学係
北九州市小倉北区大手町1-1 ☎582-2378



(2) 就学支度資金・修学資金

子どもが、高校・大学・大学院・専門学校などに進学するためにお金が必要なときは、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の中にある就学支度資金や修学資金の無利子の貸付制度があります。お気軽にご相談ください。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

対象世帯 母子家庭・父子家庭・寡婦・父母のいない児童

対象となる学校 小・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学
大学・大学院・専修学校・各種学校
(詳しくは15ページをご覧ください。)

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の
子ども・家庭相談員に、よくご相談ください。

(3) 高校授業料の負担軽減

高校に在学する生徒で、経済的な理由により授業料を納めることが困難な人には、授業料の負担軽減制度があります。

◆申請・問い合わせ先◆

在学する高校で、よくご相談ください。

4 養育費

養育費は、子どもを監護、教育するために必要となるもので、食費・教育費・医療費など、子どもの生活にかかる費用のことをいいます。子どもがいる夫婦が離婚する場合、父親が母親のどちらか一方が親権者となり、子どもを養育することとなります。

親権者ではない親は、子どもと離れて生活することとなったとしても、子どもの親であることに変わりはありません。

養育費の支払いは、子どもに対して親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えるために、とても大切なことです。

北九州市では、養育費に関する各種相談や親子の面会の支援を行っています。

○養育費確保サポート事業

公正証書等取り決め文書作成の手数料や養育費保証契約に係る保証料を助成します。また、養育費全般の相談をアドバイザーが受け付けます。

○弁護士等による無料法律相談

北九州市立母子・父子福祉センターにおいて無料による法律相談を開催しています。

○親子交流(面会交流)支援事業

離婚等で別居している親子の面会について、付き添いなどの支援を行います。

(詳しくは45・46ページをご覧ください。)



- 1 保健サービス
- 2 子ども医療
- 3 ひとり親家庭等医療
- 4 障害者自立支援医療(育成医療)
- 5 小児慢性特定疾病医療
- 6 重度障害者医療
- 7 救急医療
(夜間休日急患センター・休日急患診療所)

